

固定資産税のお知らせ

土地・家屋の 価格等縦覧帳簿の縦覧

自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断できるように、価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

▼縦覧できる方

固定資産税の納税者本人またはその代理人

▼縦覧期間・場所

4月1日(木)～5月31日(月)

※土・日・祝日を除く。

▼必要な物

本人確認書類(運転免許証、保険証、納税通知書など)、委任状(代理人の方のみ)

固定資産課税台帳の 縦覧

自己に関わる固定資産の課税内容、税額等を確認できるように、固定資産課税台帳を縦覧することができます。

▼縦覧できる方

①大磯町内に固定資産を有する方またはその代理人

②納税管理人

③借地人・借家人

④令和3年1月2日以降の所有者(相続人を含む。)

⑤管財人

▼閲覧期間・場所

通年(土・日・祝日を除く。)

税務課窓口

※令和3年度分は4月1日(木)から縦覧できます。

※縦覧期間(4月1日(木)～5月31日(月)中は、固定資産課税台帳の写しを無料で交付します。(令和3年度分のみ)

▼必要な物

本人確認書類(運転免許証、保険証、納税通知書など)、委任状(代理人の方のみ)、権利関係等を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、戸籍謄本など。③～⑤に該当する方のみ)

**固定資産税・軽自動車税
納税通知書の発送**

令和3年度固定資産税・軽自動車税(種別割)の納税通知書は、5月6日(木)以降での発送を予定しています。

問 税務課 町民税係 ☎内線253
資産税係 ☎内線255

問 税務課 ☎内線255

社会保険に加入したら

国民健康保険脱退の手続きが必要です

就職など社会保険に加入した場合には、国民健康保険脱退の手続きが必要です。手続きをしないと引き続き保険税が請求されます。

また、離職等の場合には国民健康保険加入の手続きが必要で、窓口または郵送で早めの手続きをするようお願いいたします。

山林の立木の伐採や土地を取得したときは 届出が必要です

山林の土地の所有者届出制度

▼届出が必要な場面 相続や売買契約、贈与などで森林の土地を新たに取得した場合

▼提出期限 所有者になった日から90日以内

※相続の場合は、被相続人の死亡日が「所有者になった日」になります。

▼届出の方法など

・届出様式は、町役場で配布。町ホームページでもダウンロード可能。

・届出の対象外の場所等もあります。事前にお問合せください。

▼届出が必要な場面 森林の立木を伐採する場合

※伐採する立木が一本でも必要です。

伐採及び伐採後の造林の届出制度

▼届出が必要な場面 森林の立木を伐採する場合

※伐採する立木が一本でも必要です。

伐採及び伐採後の造林の届出制度

「東京2020」 聖火リレートーチを 展示します!

▼とき
4月22日(木) 9時～17時
4月23日(金) 9時～15時

▼ところ

役場本庁舎1階ロビー

問 政策課 ☎内線207

三菱UFJ銀行での窓口収納の取扱いが終了します

令和3年4月1日以降、三菱UFJ銀行の窓口では、納付書による町税等公金の納付ができなくなります。

なお、口座振替による町税等の引落としては今後も継続されます。

※お手持ちの納入通知書の裏面に指定の納付場所として記載されている、令和3年4月1日以降に三菱UFJ銀行で町税等の公金を納付される場合は、別途手数料をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

問 会計課 ☎内線277

問 産業観光課 ☎内線262

問 税務課 ☎内線255

問 会計課 ☎内線277

問 産業観光課 ☎内線262

問 税務課 ☎内線255

問 会計課 ☎内線277

問 産業観光課 ☎内線262

問 税務課 ☎内線255

問 会計課 ☎内線277

問 産業観光課 ☎内線262

問 税務課 ☎内線255